

尾張旭市監査公表第7号

令和6年12月25日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年1月9日付け6水第543号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

上下水道部上水道課

監査の指摘事項	措置状況
<p>契約担当者は、随意契約によろうとするときで、契約金額が30万円を超えるときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない（尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第26条（尾張旭市水道事業契約規程（昭和53年尾張旭市水道事業管理規程第1号）により、水道事業の請負その他契約に関しては、法令等に特別の定めがあるものを除き契約規則の規定を準用するものとされている。）、随意契約における予定価格決定の省略について（平成2年5月16日付け総務部長通達））。</p> <p>しかしながら、同課は、令和6年度給配水管等修繕業務単価契約（一者随契）について、契約金額（予定の総額）が40,920,000円であるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。</p> <p>契約金額を決定する基準となる予定価格をあらかじめ設定し、契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、来年度以降の契約事務においては、予定価格を設定するよう是正する。</p> <p>事務の漏れが起こらないよう、共有フォルダ内に予定価格の様式と監査の指摘事項を格納し、予定価格の設定を意識づけるよう措置した。</p> <p>また、今後契約事務を進める際には、契約規則等の確認を徹底し、適切な契約事務を実施できるよう、再発防止に努める。</p>
<p>給水装置窓口業務委託契約における個人情報の取扱いに関する覚書に、遵守すべき規定として、既に廃止されている尾張旭市個人情報保護条例及び尾張旭市個人情報保護規則を掲げていた。</p>	<p>指摘事項について、契約書等の記載内容を改めて見直し、来年度の契約事務のために、不適切な箇所を修正したものを作成した。</p> <p>当該ファイルと監査の指摘事項を格納</p>

契約書や覚書等を締結する際は、記載している事項に誤りや現状に即していないものがないか確認することを徹底されたい。

し、誤った記載のデータを使用しないよう措置した。

また、今後契約事務を進める際には、記載内容を毎回確認し、その時々にあった内容に修正することを徹底し、適切な契約事務を実施できるよう、再発防止に努める。